

豊川市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第8条第2項の規定に基づき事業者が行う必要かつ合理的な配慮の提供を推進することにより、障害者への理解促進と差別の解消を図り、もって障害者福祉の向上に寄与するため、事業者が行う合理的な配慮の提供に係る事業に要する経費について予算の範囲内において交付する助成金（以下「助成金」という。）に関し、豊川市補助金等に関する規則（平成5年規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) スロープ、手すり等、障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするための工事の施工。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 新築工事に伴うもの
 - イ 既に設置しているスロープ、手すり等の取替えに係るもの
 - ウ 店舗等の老朽化等に伴う原状回復を主な目的とするもの
- (2) 筆談ボード、折り畳み式スロープ等、障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするための物品の購入
- (3) 点字メニュー又はコミュニケーションボードの作成経費等、障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするためのコミュニケーションツールの作成

2 この要綱による助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、助成事業を行う者であって次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法第2条第7号に規定する事業者であって、市内に事務所若しくは事業所等を有し、又は事業若しくは活動等の拠点を置くも

ので、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれか又は同条第5項の規定に該当する事業者（建物等の内部でテナント契約等により事業を行う事業者にあつては、前項第2号又は第3号の助成事業を行う場合に限る。）

- (2) 市内の区会、自治会その他の住民自治組織
- (3) その他市長が特に必要と認める団体

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は助成金の交付の対象としない。

- (1) 事業主又は当該団体の役員若しくは従業員等が、豊川市暴力団排除条例（平成23年3月23日条例第7号）第2条第2号に規定する暴力団員等である場合
- (2) 助成金の交付を受けようとする事業が、国、県、公益団体等による補助金若しくは助成金その他の交付を受ける見込みのある場合又は既に受けている場合
- (3) 事業者が事務又は事業を行うにあたり雇用する者等に対して行う合理的な配慮の提供に係る事業である場合

4 助成金の交付は、一の助成対象者に対し、同一の助成対象事業の区分について一の年度につき1回限りとする。

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、別表のとおりとする。

（申請）

第4条 この要綱による助成を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、豊川市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費が工事施工費である場合 次に掲げる書類
 - ア 工事を行う事業所等に関する登記簿謄本、登記事項証明書若しくは全部事項証明書又はそれらに準じるもの
 - イ 工事計画書（様式第2号）
 - ウ 工事見積書及び工事図面

エ 工事施工前の写真

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 対象経費が物品購入費である場合 次に掲げる書類

ア 対象経費の内容がわかるカタログ等の写し

イ 対象経費の見積書

ウ その他市長が必要と認める書類

(3) 対象経費がコミュニケーションツール作成費である場合 次に掲げる書類

ア 仕様書

イ 対象経費の見積書

ウ その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、豊川市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付することができる。

(変更申請)

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「助成決定者」という。）は、助成事業の内容を変更又は取下しようとするときには、豊川市合理的配慮の提供支援に係る助成金変更（取下）交付申請書（様式第4号）に、市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請（取下申請を除く。）を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、豊川市合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付決定（却下）通知書（様式第5号）により、当該申請を行った助成決定者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 助成決定者は、助成金の交付の申請を取り下げようとする

きは、第5条第1項の規定による通知を受け取った日から起算して30日を経過する日までに、豊川市合理的配慮の提供支援に係る助成金変更（取下）交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（完了の報告）

第8条 助成決定者（前条第2項の規定により変更の決定を受けた助成決定者を含む。）は、助成事業の完了後30日以内に、完了報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 助成対象事業に要した費用の領収書の写し
- (2) 工事契約書又は請書の写し（対象経費が工事施工費である場合に限る。）
- (3) 工事内訳書（対象経費が工事施工費である場合に限る。）
- (4) 工事施工後の写真（対象経費が工事施工費である場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、豊川市合理的配慮の提供支援に係る助成金確定通知書（様式第7号）により助成決定者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条 助成決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、市長が指定する日までに、豊川市合理的配慮の提供支援に係る助成金請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求に基づき助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第11条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正行為により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

助成事業区分	助成対象経費	助成限度額
工事施工費	スロープ、手すり等、障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするための工事の施工に係る経費のうち実費相当額	200,000円
物品購入費	筆談ボード、折り畳み式スロープ等、障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするための物品の購入に係る経費のうち実費相当額	100,000円
コミュニケーションツール作成費	点字メニュー又はコミュニケーションボードの作成経費等、障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするためのコミュニケーションツールの作成に係る経費のうち実費相当額	50,000円